

令和6年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和6年4月12日 開会

令和6年4月12日 閉会

令和6年4月12日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 18 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治	2 番 近 藤 千 鶴	3 番 赤 池 勝
4 番 齊 藤 学	5 番 佐 野 守	6 番 佐 野 均
7 番 佐 野 強	8 番 伊 藤 照 男	9 番 近 藤 雅 隆
10 番 村 松 義 正	11 番 富 永 政 則	12 番 宮 島 孝 子
14 番 旭 一 昭	15 番 荻 真 教	16 番 後 藤 文 隆
17 番 佐 野 む つ み	18 番 内 堀 忠 雄	19 番 杉 山 弘 子

欠席委員

13 番 遠 藤 光 浩

農地利用最適化推進委員出席委員

1 番 土 井 治	2 番 塩 川 金 彦	3 番 渡 井 清 孝
4 番 渡 邊 勝 彦	5 番 竹 川 篤 志	6 番 村 松 慎 一
7 番 土 井 一 彦	8 番 加 藤 文 男	9 番 藤 浪 庸 一
10 番 有 賀 文 彦	11 番 鈴 木 四 郎	12 番 篠 原 兼 義
13 番 牧 澤 邦 彦		

欠席委員

事務局職員

(併) 事務局長	野 毛 裕 紀 子	次長兼振興係長	保 坂 伸 次
主任 主 査	押 尾 貞 治	主 査	池 田 幸 司
主 査	滝 口 悠 美		

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

本日はお忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。新年度になりまして、初めての農業委員会総会になります。1年間またよろしくお願ひします。

なお、本日の会議は、14時20分には全てを終了するよう休憩なしで進めさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、会議に入る前に、13番 遠藤光浩委員から、本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日と決定したいと存じます。それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は18番 内堀忠雄委員、19番 杉山弘子委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、「会議録署名人」に、18番 内堀忠雄委員、19番 杉山弘子委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第17号から協第3号です。

初めに、報第17号から報第20号まで一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

令和6年2月21日から令和6年3月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1から2ページを御覧ください。

朗読いたします。

報第17号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が6件提出されました。

続きまして、議案の3から4ページを御覧ください。

朗読します。

報第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、5件の届出が受理されました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。

朗読します。

報第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出を受理しました。

続きまして、議案の6から10ページを御覧ください。

朗読します。

報第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき、所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、17件の届出を受理しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第17号から報第20号まで報告済みといたします。

「議第19号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の11ページを御覧ください。

議第19号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び第2項は関連する案件となりますので、一括して説明します。

第1項、第2項及び別冊航空写真は、1ページを御覧ください。

申請地は、万野原新田で、大富士中学校の南に位置する農地です。

第1項の受人は、源道寺町にお住まいで、第2項申請地は、万野原新田となります。渡人は議案書のとおりです。

共有物分割となります。

それぞれの受人は兄弟関係にあり、相続により単独で取得しましたが、それぞれの共有持分に応じて申請地を分筆し、単独所有といたく申請に至ったものです。

受人は、ジャガイモやそば、落花生を引き続き栽培する計画で、第1項受人の許可後耕作面積は817平方メートル、稼働人員は1名です。第2項の受人の許可後耕作面積は816平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は、若の宮町で、若の宮ホールあかりの北東に位置する農地です。

受人は若の宮町にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

売買契約となります。

受人は、申請地隣地の義父名義の畑を耕作しており、渡人が同土地の処分を考えていたところ、耕作地と地続きである申請地を取得し、併せて耕作をいたく申請に至ったものです。

申請地では、大根やキュウリなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は708平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第4項、第5項、第6項、案件番号前後いたしまして、第11項及び第12項は同一受となりますので、一括して説明をいたします。

別冊航空写真は、3ページ及び4ページを御覧ください。

第4項から第6項の申請地は外神で、外神河原上公園の西、第11項及び第12項は、青木で、安立寺の北東に位置する農地です。

受人は外神にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

売買契約となります。

受人は富丘地区を中心に営農しており、経営規模の拡大を考え、渡人に要望し、所有権移転したく申請に至ったものです。

受人は、サツマイモを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は1万7,260平方メートルで、受人の稼働人員は2名です。

続きまして、第7項及び第8項も、同一受人の案件となりますので一括して説明します。

第7項、第8項及び別冊航空写真は、5ページを御覧ください。

申請地は外神で、江柏集会所の北東に位置する農地です。

受人は万野原新田にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

売買契約となります。

受人は新規就農者となりますが、隣地の水田を父が耕作しております。父の耕作地と隣り合わせとなる申請地を取得することで、父からの支援を受けながらの水稻耕作を行い、父の世帯においても申請地を通じて道路と地続きになり、耕作が容易になることから、申請地を所有権移転したく申

請に至ったものです。

受人は水稻を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は1, 125平方メートルで、稼働人員は1名です。

第9項及び別冊航空写真は、6ページを御覧ください。

申請地は外神で、青木団地公園の東に位置する農地です。

受人は青木にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

売買契約となります。

受人は外神と青木を中心に営農をしており、耕作地の中間となる申請地を以前から口約束で借り受けて耕作を行っていましたが、渡人と所有権移転の合意となり、申請に至ったものです。

受人は、キャベツなどの野菜類及びミカンなどの果樹を栽培する計画で、受人の許可後耕作面積は5, 863.62平方メートルで、稼働人員は2名です。

第10項及び別冊航空写真は、7ページを御覧ください。

申請地は淀師で、物見山球場の南に位置する農地です。

受人は三園平にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。

贈与契約となります。

受人と渡人は姉妹関係であり、渡人である姉が耕作できないことから、以前から受人が口約束で耕作を行っていました。農地法改正による下限面積要件の撤廃があったことから、このたび所有権移転したく申請に至ったものです。

受人はキュウリ、ナス、トマトなどの露地野菜を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は690平方メートルで、稼働人員は1名です。

第10項及び第12項は、先ほど説明したため、第13項について説明いたします。

第13項及び別冊航空写真は、8ページを御覧ください。

申請地は栗倉で、富士根北小学校の北に位置する農地です。

受人は栗倉にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

売買契約となります。

申請地は渡人から農業委員会にあっせん申出が行われており、村松慎一推進委員の尽力にて隣地を耕作しており、近隣に住む受人を見つけ、所有権移転したく申請に至ったものです。

受人は、サトイモ、サツマイモ、大根等を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は7, 189平方メートルで、稼働人員は2名です。

第14項及び別冊航空写真は、9ページを御覧ください。

申請地は栗倉南町で、スーパーポテト栗倉店の北西に位置する農地です。

受人は栗倉南町にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

贈与契約となります。

受人は令和3年11月に農地法3条許可申請にて、自宅隣地となっている申請地を借入し、梅を栽培していましたが、2年半が経過し、順調に耕作ができていることから、渡人から贈与を受けて耕作を続けたく申請に至ったものです。

受人は引き続き梅を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は変わらず、6,183平方メートルで、稼働人員は2名です。

第15項及び別冊航空写真は、10ページを御覧ください。

申請地は下柚野で、柚野小学校の南に位置する農地です。

受人は下柚野にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

贈与契約となります。

渡人は相続により権利を取得しましたが、遠方に住み、耕作ができないことから、親戚であり、申請地近傍に住む受人に贈与し、耕作管理をしたく申請に至ったものです。

受人は、豆、サツマイモなど露地野菜を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は5,160平方メートルで、稼働人員は1名です。

第16項及び別冊航空写真は11ページを御覧ください。

申請地は大鹿窪で、大鹿窪遺跡の南東に位置する農地です。

受人は大鹿窪にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

贈与契約となります。

受人は申請地に囲まれた宅地に居住しており、渡人から贈与を受けた上で、申請地を梅などの果樹、露地野菜の菜園として利用したく申請に至ったものです。

受人は梅などの果樹及びトマトなどの露地野菜を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、5,725平方メートルで、稼働人員は2名です。

第17項及び別冊航空写真は、12ページを御覧ください。

申請地は羽鮒で、平野集会所の東に位置する農地です。

受人は羽鮒にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。

売買契約となります。

受人は申請地近傍に住み、耕作を行いたくJAに相談し、近傍で不耕作地となっていた申請地の紹介を受け、渡人にて売買を希望したことから、所有権移転により就農したく申請に至ったものです。

受人は、自然薯、落花生などを栽培する計画で、受人の許可後耕作面積は686平方メートルで、稼働人員は1名です。

以上、第1項から第17項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案のうち、7項、8項、10項及び17項について担当委員の調査報告をお願いします。

15番 荻真教委員

まず初めに、ただいま審議中の第7項、8項について現地調査の結果を報告させていただきます。同一申請人のため、2件一括で報告させていただきます。

4月8日、午後1時30分頃、譲受人、譲受人の父、事務局、私の4名で、申請地で会い、話を聞きました。

申請地は、譲受人の御実家の田んぼの隣地であり、譲受人は以前より借りて御家族で耕作をしていましたが、昨年4月の農地法改正により、下限面積が撤廃されたことにより新規就農し、このたび売買により取得することとなりました。

譲渡人の2名は御兄弟となります。申請地は、現在も耕作されており、機械等もそろっております。経験も十分です。申請のとおり問題ありません。

続きまして、10項も報告させてもらってよろしいでしょうか。

議長

はい。

15番 荻真教委員

引き続き、第10項について、現地調査の結果を報告させていただきます。

4月8日の午後2時頃、代理人行政書士、事務局、私の3名で申請地で会い、話を聞きました。

申請地は、譲受人が以前から耕作をしており、30年間耕作をしております。

昨年4月の農地法改正により、下限面積が撤廃されたことによりこのたび新規就農し、贈与により取得することとなりました。譲受人と譲渡人は御兄弟となります。現在も耕作されており、また、隣地に機械等の小屋もあり、機械・機具もそろっており、経験も十分です。

申請のとおり問題ありませんので、2件の御審議よろしく願いいたします。

14番 旭一昭委員

ただいま審議中の第17号について、現地調査を行いましたので報告申し上げます。

先週の4日、木曜日、午後1時30分に、譲渡人の仲介者である富士伊豆農協の職員2名立会いのもと、鈴木推進委員、事務局1名と私の3名で、現地調査を行いました。

申請地は、旧芝川町羽鮒の平野地区で、平野集会所の東側300メートル付近に位置する畑2筆です。譲受人の住宅からは、30メートルから50メートルのところにあります。付近は、東側と西側の山林の間に広がる平らな場所です。住宅近くの遊休農地を探して、地元農協に相談していたところ、当該申請地が見つかり、譲り受けることになったものです。

申請者は新規就農者ではありますがすけれども、自然薯とか落花生等を栽培する計画です。

申請内容どおり問題ありませんので、御審議のほどをよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。それでは、農業委員による採決を行います。

議第19号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 滝口主査

まず、議案の16ページ、農地法第4条第1項の許可決定につきましては、取り下げとなっておりますので、今回は説明を割愛させていただきます。

資料は、配付しました差替資料を御覧ください。表面の17ページのほうを御覧ください。

朗読します。

議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は14ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりです。

当該申請地は、譲渡人が過去、昭和50年に住宅建築を目的とした農地転用許可を受けたあと、着工をしないまま、他県へ転勤となり、現在も他県に住んでいるため、当該申請地で事業計画の住宅建設が難しいことから、承継者となる譲受人が事業計画を変更のうえ、売買により権利取得し駐車場5台に転用しようとするものです。

譲受人は、現在申請地南側に居住しておりますが、駐車場の確保に苦慮していたため、申請に及んだとのこと。駐車台数5台の内訳としては、家族用、来客用で4台、譲受人の業務用の中型車1台となります。

土地の形状と台数から、転用面積は妥当なものと判断しました。

申請地は、西小学校から西へ150メートルほど離れた小集団の生産性の低い第二種農地と判断しました。申請地周辺の土地で代替性の検討を行っており、選定理由は問題ありません。

周囲は、東を畑、南を宅地、西を道路、北を畑に接しますが、西側道路部分を除いて見切りコン

クリートによる仕切りが既になされており、周辺農地に与える影響は少ないと思われます。

資金は借入れを予定しており、確保もされております。許可後すぐに着工する計画となっております。

第2項、別冊航空写真は15ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案書のとおりです。

申請人が使用貸借により、農家住宅、農業用事務所兼車庫に転用しようとするものです。

申請人は、現在市内で7,000平米の農地を耕作管理していますが、結婚するため世帯を分けて、通作の便のよい当該申請地に、農家住宅等の建築をしたいことから申請に及んだものです。

車庫については、作業用トラック、軽トラックの2台、農機具を格納、事務所については現在、在庫管理等のために、利用を予定しております。

転用目的は農家住宅等であり、転用面積は妥当なものと考えます。

申請地の周辺は、北を道路、東を道路、南を農地、西を農地に接しますが、万が一周辺への被害が生じた場合には、自己の責任で解決します。北側、東側には官有地がありますが、市の管理課において通行することについては、特に支障はなく手続も不要であることを確認しております。

申請地は、万野住宅団地の北、約300メートルに位置し用途地域からおおむね500メートル以内に立地することから、第二種農地と判断しました。

使用を検討した土地の中で、地域の農業に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しております。

資金調達については、自己資金と借入れを予定しております。許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。それでは、農業委員による採決を行います。

議第21号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第22号 転用目的・事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 滝口主査

引き続き、差替資料の裏面、18ページを御覧ください。

朗読します。

議第22号 転用目的・事業計画変更申請の承認について

農地法による転用の許可がなされた後、計画変更の承認申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は16ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。

先ほど承認された農地法第5条第1項の規定による許可決定、第1項にかかわる転用目的・事業計画変更申請となります。

申請地、申請人は議案のとおりです。

重複した説明になりますが、当該申請地は、現所有者である申請人が、過去昭和50年に住宅建築を目的とした農地転用許可を受けたあと、着工をしないまま他県へ転勤となり、現在も他県に住んでいるため、当該申請地において、事業計画の住宅建設をすることが難しいことから、承継者が事業計画目的を住宅から駐車場5台に変更し、売買により権利取得し転用しようとするものです。

現在の所有者は遠方に居住しており、農地としての効率的に利用されるとは認められないこと、当初の許可目的が困難になったことが、転用事業者の故意または重大な過失によるものではないこと、変更後の転用事業に必要性が認められることから計画変更の問題ないと判断しました。

説明は以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。それでは、農業委員による採決を行います。

議第22号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第23号 非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の19ページを御覧ください。

朗読します。

議第23号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿等の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は17ページを御覧ください。

申請地は北山で、北山第一区区民館の南に位置する農地です。

昭和37年以前に、先々代が申請地に自己用住宅と倉庫を建築し、宅地として使用してきました。都市計画法上は線引き前宅地のため問題ありません。

10年以上前から宅地化していることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

第2項及び別冊航空写真は18ページを御覧ください。

申請地は下条で、下条下区区民館の南西に位置する農地です。

年月日不詳ですが、先代が申請地に自己用住宅を建築し、宅地として使用してきました。このたびの非農地申請にあたり、宅地部分と農地部分を分筆し必要最低限度の面積にて申請を行うものです。都市計画法上は、線引き前宅地のため問題ありません。

10年以上前から宅地化していることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

18番 内堀忠雄委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告します。

4月3日、申請代理人の行政書士と現地で会い話を聞きました。

申請地には、現住のかやぶきの住宅と、以前は畜舎だった物置が建っています。昭和41年の家屋調査において、昭和37年以前建築の在来家屋との記載があり、今から62年以上前に建築されたものと推察されます。当時、転用手続きをしていれば許可されたものと思われそうですが、祖父母も父母も法律に疎く、手続きを失念し今日に至っております。申請人もこのたびの相続まで、農地であることに気づかなかったとのことでした。

申請書のとおり、問題ないものと思われしますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局。

事務局 押尾主任主査

ただいま審議中の第2項の調査について、齊藤会長の担当案件です。

総会前に調査内容について伺っておりますので、事務局より代読いたします。

令和6年4月3日、午前9時半頃、土井推進委員、私、事務局3名にて、現地調査を行いました。

申請地は、年月日不詳ですが、長年宅地として使用しており、農地への復元も困難です。都市計画法上の線引き前宅地としての要件もあり、事務局の説明どおり問題ありませんので、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは質疑を許します。御質問のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。それでは、農業委員による採決を行います。

議第23号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり処理することに決定しました。

「協第3号 農地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

本日、机上に配付しております「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」と題された議案を御覧ください。

朗読します。

協第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和6年3月28日付、富農第1359号の2で農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について、意見を伺う。

議案の農用地利用集積等促進計画に関する意見についてを3枚めくっていただきまして、富士宮市農用地利用集積等促進計画第1項を御覧ください。

第1項から順に説明いたします。第1項及び第2項は同一受人の案件となりますので、一括して説明します。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

茶を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は、3万305.62平方メートルになります。

続きまして、第3項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は、13万53.82平方メートルになります。

続きまして、第4項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は、1万2,030.52平方メートルになります。

第5項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

花木を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は、2万3,557平方メートルになります。

第6項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。

その他、苔類を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は、3万3,695.75平方メートルになります。

第7項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は、10万1,459.26平方メートルになります。

続きまして、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(配分のみ)について」を御覧ください。こちらは配分のみの計画となります。

静岡県農業振興公社を通じて、中間管理事業に貸付されていましたが、その後解約等により返還されたため、新たな貸付先として計画されたものです。

第1項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

茶を栽培し、設定期間は1年3カ月となります。

第2項を御覧ください。

こちら議案書の訂正がございまして、受人と渡人は逆となります。

野菜を栽培し、設定期間は1年10カ月となります。

以上、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。それでは、農業委員による採決を行います。

協第3号は原案のとおり処理することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、協第3号は原案のとおり処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

農地改良届出書の受理状況を御覧ください。

農地改良届出書の受理状況、令和6年3月11日から令和6年4月11日について説明いたします。

本日配付いたしました受理状況及び添付の航空写真を御覧ください。

事業完了報告の届出が3件ございました。

届出人所在地については、受理状況のとおりとなります。

第1項、斜面を平らにし、耕作しやすくするため、山土を入れて農地改良をしたいとのことで、令和4年7月25日、農地改良届出書が提出されました案件となります。

工事が令和6年2月20日に完了したとの報告があったものです。土を入れたことにより、南側に段差が生じていますが、石どめで石の間から土の流出がないよう固めてあり、問題はないとのことです。

第2項と第3項については一体計画となりますので、併せて説明いたします。

現況の牧草地については、急勾配及びでこぼこのある地形のため、農作業車の走行や営農活動が非効率であるため、大倉川農地防災ダム内の堆積土を牧草地へ搬入、整地することで、営農活動の効率化を図るため農地改良を計画したものです。

工事予定期間は、令和5年2月3日から令和5年8月31日で、令和5年8月31日に工事は完了したとのことで、今回報告がございました。現時点で苦情はなく、表土についてはもとの表土を取っておき、大倉ダムの堆積土を入れたのち、その上に再度表土をかぶせているとのことです。現地も特に問題はございませんでした。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって報告済みといたします。

取下・取消願の処理状況について、事務局から説明させます。

事務局。

事務局 池田主査

本日配付しております令和6年3月11日から令和6年4月11日までの、農地法の規定による申請（届出・許可）について取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項につきまして、所在地等は議案のとおりとなります。

令和6年3月12日農地法第5条届出、受理番号第27号で受理しておりましたが、都合により、令和6年3月28日に取消願が提出されました。

続きまして、第2項について、所在地等は議案のとおりです。

本日、総会の議案のほうに記載されております第4条許可申請と同じものになります。

令和6年3月19日農地法第4条許可申請、受付番号第4号で受理しておりましたが、都合により、令和6年4月11日に取下願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況となりますので、報告済みといたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、5月15日を予定しております。

以上をもちまして、令和6年4月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

引き続き、農地利用最適化推進会議を行います。

午後1時47分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

18 番

会議録署名人

19 番